

制度見直しの状況について

1. 石綿健康被害救済小委員会設置の経緯

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年法律第 4 号。平成 18 年 3 月 27 日施行。）については、その附則において、施行後 5 年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされている。

そのため、石綿健康被害救済制度の在り方について、平成 21 年 10 月 26 日付で環境大臣より、中央環境審議会の意見を求める旨の諮問が行われ、中央環境審議会環境保健部会の下に石綿健康被害救済小委員会（以下、本資料中は「小委員会」という。）が設置された。諮問事項は、以下の「1」及び「2」である。

諮問事項

石綿健康被害救済制度の在り方について

1. 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について
2. 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について

2. 小委員会での審議について

第 1 回石綿健康被害救済小委員会（平成 21 年 11 月 27 日）から第 6 回石綿健康被害救済小委員会（平成 22 年 4 月 28 日）まで計 6 回指定疾病に関する審議が行われ、同年 5 月に「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」（一次答申）を政府へ提出、同年 7 月 1 日の政令施行を以て「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が、指定疾病として追加された（※）。

（※）追加された指定疾病については、非腫瘍性疾患であり、かねてからの指定疾病（中皮腫・肺がん）と病態が大きく異なること、ばく露歴の確認を要するとされたこと、呼吸機能障害の程度についての評価が必要なことなどから、従来の審査分科会とは別に、石綿健康被害判定小委員会の下に「石綿肺等審査分科会」（分科会長：坂谷光則委員）が設置された。同分科会は、月に 1 回程度の頻度で開催され、各案件について医学的判定のための事前整理を実施している。

小委員会では、引き続き、諮問事項の「2. 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」の検討を開始し、施行状況を踏まえた諸課題に関して、平成 22 年 5 月より審議を行った。審議に当たっては、患者団体、関係地方公共団体等からのヒアリングを行うとともに、法律学者を中心としたワーキンググ

ループ会合を計4回開催し、制度の基本的な考え方及び運用上の改善点について検討を行った。

以上を踏まえ、平成23年6月10日第10回石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられた。（資料6）